

社会情勢の変化 (世界、国、千葉県、柏市の動向)

- 世界的な気温の上昇や激甚化する自然災害など「社会的な課題解決への緑の活用」や、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブの実現」など、都市に求められる機能や人々の価値観は、近年国内外を問わず、大きく変化しています。
- 国においては「都市緑地法等の一部を改正する法律」の施行や30by30の目標達成に向けた「生物多様性増進活動促進法」の制定など、様々な緑の保全・創出に向けた取組が展開されています。
- 個別の敷地や施設にとどまらず、多様な主体の連携のもと、これまで以上に緑が持つ多様な機能を地域の課題解決やまちづくりに活用していくことが求められるようになっていきます。

社会情勢の変化（まとめ）

柏市

世界

日本

千葉県

2020年〔前計画改定時〕

- 2022年：柏市いきもの多様性プランの推進 ☞p.15
 -本市の生きもの多様性の保全や回復、再生を目指して市民等、事業者、行政の各主体が一体となって協働して取り組む
- 2024年：柏市都市計画マスタープランの推進 ☞p.14
 -「目標3 誰もが安心して快適に過ごせるまち」において「自然環境の保全」を掲げる
 -オープンスペースの特性や機能・役割を踏まえ、特徴ある整備・活用を推進
- 2025年：第六次総合計画の策定 ☞p.13
 -施策体系の柱のひとつ「自然との共生」において、「水と緑の保全・活用」「生物多様性の保全」等を掲げている
- 2026年：柏市都市農業振興計画の策定 ☞p.16
 -「農地」・「人」・「所得」をキーワードに持続的な都市農業を推進
- 2026年：柏市環境基本計画の改定 ☞p.17
 -「リーディングコアシティ」「ウェルビーイング」の実現
 -施策体系の柱のひとつに「自然との共生」を設定

- 2015年：国連サミットで「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択 ☞p.3
- 2020年：IUCNが「NbS」の世界標準の枠組みを策定 ☞p.5
- 2022年：生物多様性条約第15回締約国会議（CBD-COP15）開催 ☞p.4,6
 -ネイチャーポジティブの考え方が2030年目標に設定される
 -陸と海の30%以上を保全・保護しようとする「30by30」が世界目標となる

- 2023年：生物多様性国家戦略2023-2030 ☞p.7
 -2030年目標「ネイチャーポジティブの実現」を目指す
- 2023年：グリーンインフラ推進戦略2030 ☞p.9
 -あらゆる分野・場面でグリーンインフラを普及・ビルトインすることを目指す
- 2024年：第6次環境基本計画の策定 ☞p.7
 -「ウェルビーイング」を最上位目標に設定
 -「循環共生型社会」の構築を目指す
- 2024年：都市緑地法等の一部を改正する法律の施行 ☞p.8
 -緑地の質・量両面での確保等を国主導で強力に推進
 -地方公共団体や民間の取組みを後押しする仕組み

- 2021年：千葉県環境学習等行動計画の推進 ☞p.11
 -環境問題を自分ごととして捉え、問題解決に向けて行動する人づくりを推進
- 2022年：千葉県総合計画 基本構想編の策定 ☞p.10
 -基本目標のひとつに「独自の自然・文化を生かした魅力ある千葉の創造」を設定
- 2025年：千葉県総合計画 実施計画編の策定 ☞p.10
 -基本構想編を踏まえ、令和7年度から10年度までの4年間で、重点的に取り組む施策・取組を体系的に整理

社会情勢の変化を踏まえた、柏市緑の基本計画《改定の視点》

近年の社会情勢の変化を踏まえ、今回の改定では以下の①～⑤を改定の視点として取り入れます。

改定の視点		キーワード	社会情勢の変化
①	国際社会の共通目標	SDGs	<ul style="list-style-type: none"> 2015年の国連サミットで「SDGs(持続可能な開発目標)」が採択されました。17の目標の関係を「環境」「社会」「経済」の3層に分けて表現した全17の目標の関係性を整理したウェディングケーキモデルでは、すべての土台となるのが「環境」でその上に「社会」、「経済」が成り立っていることを示しています。
②	自然の機能を活かして社会課題を解決する	NbS／グリーンインフラ	<ul style="list-style-type: none"> 2020年にIUCNが「NbS」の世界標準の枠組みを策定しました。NbSには、グリーンインフラの整備、防災・減災、生態系を活用した適応策などが含まれ、これらを統合する「傘」としての役割を果たす概念とされています。すなわち、生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を日常生活の向上に活かしていく取組が求められるようになりました。 また、近年、少子高齢化、自然災害リスクの高まり、環境問題、国際競争の激化等を背景に、緑がもつ多機能性を発揮させることで、都市における社会的課題を解決することが求められるようにもなりました。 このような背景から、都市において緑を保全・創出することに加えて、緑が有する多機能性を、魅力的な都市形成の手段としていくことが期待されています。グリーンインフラは、適切に維持管理することで成長し、防災・減災に貢献すると同時に美しい景観を形成する等、様々な機能を同時に発揮します。今後のまちづくりにおいては、グリーンインフラとグレーインフラ双方の利点・欠点を勘案し、一体的に社会に実装していくことが必要となります。
③	守り・活かす場所の広げ、自然を回復軌道に乗せる	OECM／ネイチャーポジティブ	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の保全は、国立公園などの保護地域だけでは十分に達成できないことが、国際的に課題として認識されるようになりました。人々の暮らしや生産活動が行われている身近な地域においても、生態系の保全や回復に重要な役割を果たしている場所が多く存在しており、こうした地域を含めて生物多様性を守っていく必要性が高まっています。 2022年に採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2030年までに陸域・海域の30%を健全な生態系として保全する「30by30目標」が示されました。環境省は「30by30ロードマップ」を策定し、保護地域の拡張や質の向上とともに、自然共生サイト等によるOECMの設定・管理を施策の中心として位置付けています。 また、2022年の生物多様性条約第15回締約国会議(CBD-COP15)では、自然を回復の軌道に乗せていくネイチャーポジティブの考え方を取り入れ、2030年までの目標を設定するとともに、2050年までに「自然と共生する世界」を目指すことが国際的に合意されました。
④	ゼロカーボンシティへの貢献	カーボンニュートラル	<ul style="list-style-type: none"> 日本は2020年10月に2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。柏市では、令和4年2月に「気候危機宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しました。 公園や農地の保全に留まらず、市民による壁面緑化や屋上緑化等の取組を促進することで、暑熱緩和効果の向上等、「ゼロカーボンシティ」の実現に貢献していくことが求められています。
⑤	暮らしの豊かさ・幸福	well-being	<ul style="list-style-type: none"> SDGsの広がりなどを背景として、経済的な豊かさだけでは、人々の幸福や健康が十分に実感されないことが課題として認識されるようになってきました。加えて、都市化の進展や自然との関わり方の希薄化が、心身の健康や地域とのつながりに影響を与えていることも指摘されています。 このような背景から、身体的・精神的・社会的に良好な状態を総合的に捉える「well-being (ウェルビーイング)」の考え方が、国内外を問わず重視されるようになってきました。生物多様性の保全や自然とのふれあいは、健康の増進や心の安らぎ、地域への愛着の醸成など、人々のwell-beingの向上に寄与することが知られています。自然を守り、活かす取組は、環境面の効果にとどまらず、私たち一人ひとりの暮らしの質を高めることにもつながります。

国際的な動向

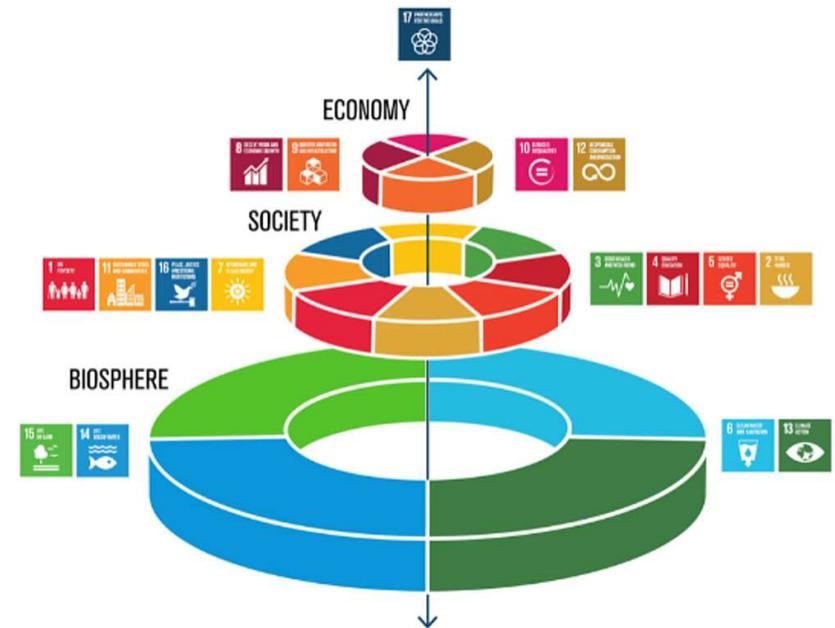
1. 「SDGs（持続可能な開発目標）」達成に向けた取組み

- SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された、**持続可能でよりよい社会の実現を目指す17の国際目標**です。
- 17の目標は、社会・経済・環境に関する世界が直面する課題を網羅的に示しており、途上国や先進国にかかわらず、**皆が課題解決に向けて取り組むべき目標として、一人ひとり行動が求められています。**緑の基本計画は、特に目標6、13、14、15に関連しています。
- これらの目標は、全17の目標の関係性を整理したウェディングケーキモデルでは、経済と社会を支える「環境」に関する目標とされています。
- 近年、世界中の国の技術が急速に発展・成長を続けています。それらは、「自然環境」が土台になることによって生み出されており、「社会」と「経済」は「**環境**」無くしては成り立ちません。緑の基本計画は、都市の社会と経済の土台を支えるための計画の一つであると捉えることができます。



出典：国際連合広報センター

図1 目標6、13、14、15



出典：ストックホルム・レジリエンス・センター

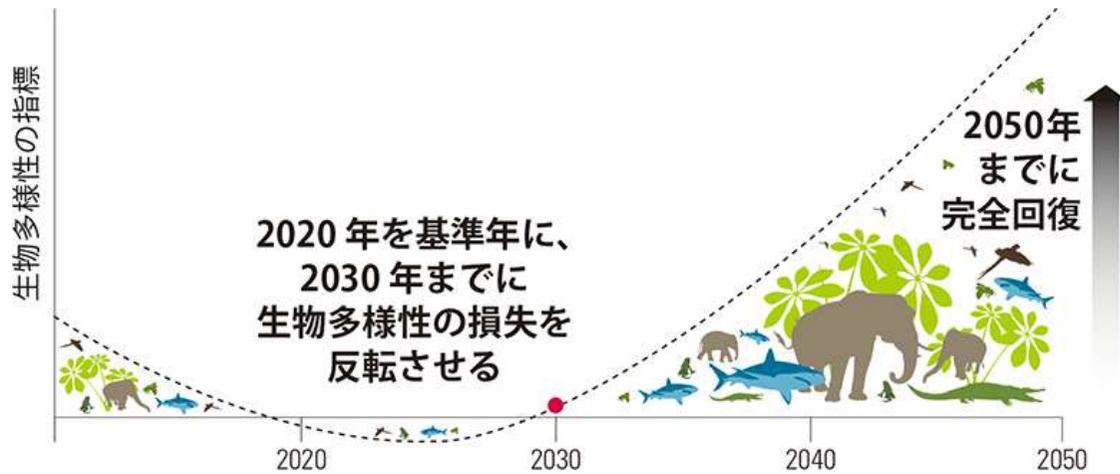
図2 SDGs ウェディングケーキモデル

SDGsが掲げる17の目標の関係性を「環境」「社会」「経済」の3層に分けて表現した概念モデルです。**すべての土台となるのが「環境」**でその上に「社会」、「経済」が成り立っていることを示しています。

国際的な動向

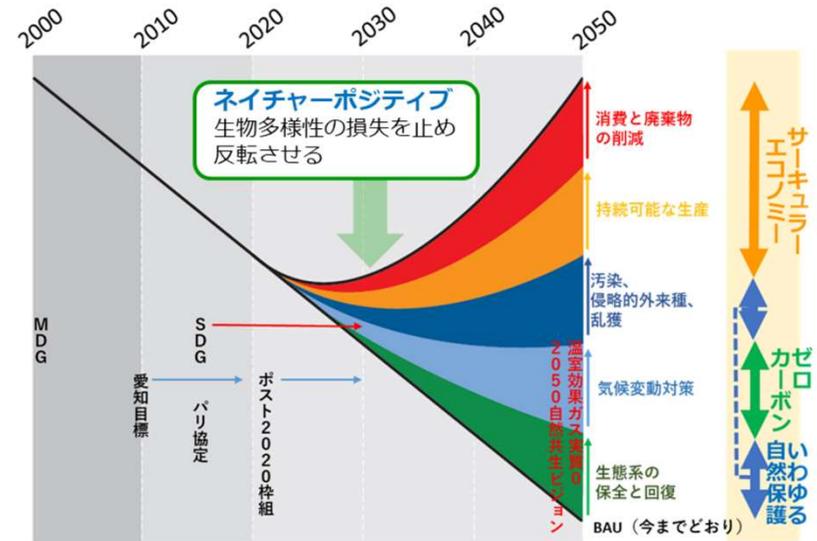
2. ネイチャーポジティブの実現に向けた取組みの推進

- ネイチャーポジティブとは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。
- 令和4年12月にカナダ・モントリオール市で開催された「生物多様性条約第15回締約国会議（CBD-COP15）」で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、ネイチャーポジティブの考え方を取り入れた「2030年目標」が設定されました。
- 2030年までにネイチャーポジティブを達成するため、一人ひとりがネイチャーポジティブにとってプラスとなる消費・選択をして、持続可能な経済社会づくりを推進していく必要があります。ネイチャーポジティブは「みんなで我慢する」のではなく、「**生き物を含めたみんなで豊かになる**」ための世界目標であり、その実現には、企業、地方公共団体、NGO等をはじめ、**さまざまなステークホルダーが協力する必要があります**。



出典：IUCN

図3 2030年までのネイチャーポジティブに向けた世界目標



出典：環境省

図4 生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

国際的な動向

3. NbS（自然に根差した解決策）の取組み

- NbS（Nature-based Solutions）は日本語訳で、「**自然に根差した解決策**」といい、自然が有する機能を持続的に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方です。IUCN（国際自然保護連合）では、NbSを「**社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福及び生物多様性による恩恵を同時にもたらし、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、再生のための行動**」と定義しています。
- NbSには、グリーンインフラや防災減災、生態系を活用した適応策などが含まれ、**それらを統合する「傘」としての役割を果たす概念**とされています。



出典：日本自然保護協会

図5 IUCNが公表するNbSの世界標準

- 生物多様性の恵みを持続的に利用し、**自然の機能を日常生活の向上に活かしていくための取組み**が求められています。



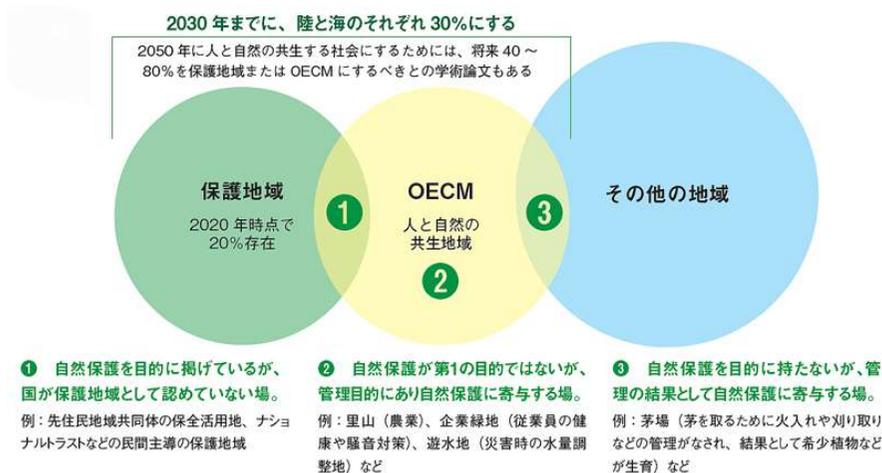
出典：IUCN（国際自然保護連合）

図6 自然に根ざした解決策の定義

国際的な動向

4. OECM 保護地域以外で生物多様性保全に資する取組み

- OECM (Other Effective area-based Conservation Measures) とは、**自然公園等の保護地域以外で、生物多様性の保全が効果的に行われている地域のこと**です。OECMの中には、ナショナルトラストやビオトープなど、民間団体等が生物多様性保全を目的として管理している場所が含まれるほか、国や自治体が管理する緑地、里地里山や社寺林、社有林など、生物多様性保全が主目的ではないものの管理の結果として生物多様性保全に大きく貢献している地域も該当します。
- 令和4(2022)年12月に採択された昆明・モンリオール生物多様性枠組では、**2030年までに陸域・内陸水域と沿岸域・海域の30%を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標(30by30目標)**が世界目標として示されました。しかしながら、日本国内の保護地域は、陸域が約20.5%、海域が約13.3%にとどまっています。
- 環境省では30by30ロードマップを公表し、保護地域の拡張と管理の質の向上に加え、**保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM)の設定・管理を、30by30目標を達成するための中心施策として**います。



出典：日本自然保護協会

図7 OECMには3パターン存在

コラム 『自然共生サイト』について

環境省は、30by30目標の達成に向けた取組の一つとして、企業の森や里山里地、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する取組を令和5年度から開始しました。

令和6年度には「生物多様性増進活動促進法」が施行され、豊かな生物の多様性の確保、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組が法制化されました。認定に当たっては、生物多様性が豊かな場所での活動(維持する活動)に加えて、管理放棄地などにおける生物多様性の回復や、開発跡地などにおける生物多様性の創出も対象となり、これら生物多様性保全に資する「活動」を認定する制度となりました。

柏市では、「下田の杜」が2023年10月に自然共生サイトに登録されています。



柏市の自然拠点として位置づけられている「下田の杜」



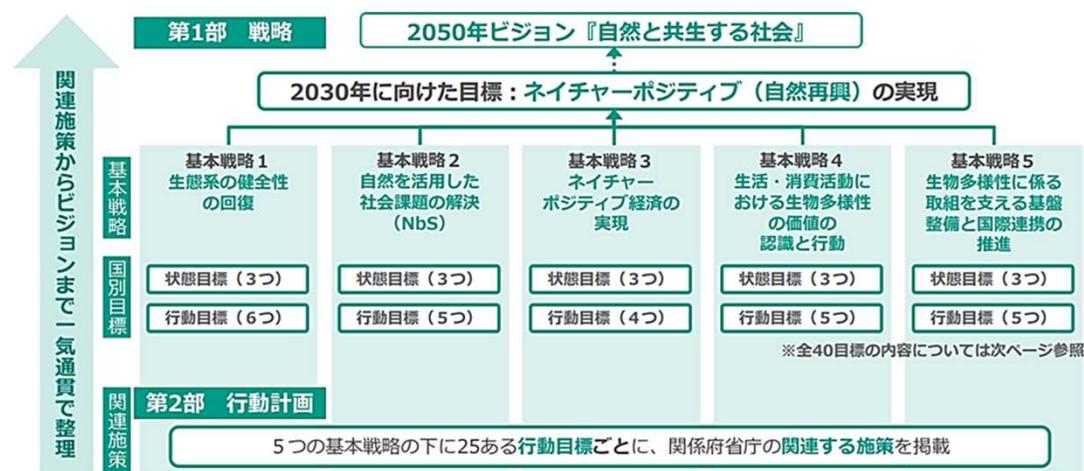
国の動向

1. 第6次環境基本計画（令和6年5月閣議決定）

- 政府の環境施策の大綱を定めている環境基本計画は、環境基本法に基づいて定められ、平成6年、平成12年、平成18年、平成24年、平成30年に続く第六次の計画が令和6年5月に閣議決定されました。
- 第6次計画は、第1次計画からちょうど30年の節目に策定される環境基本計画です。環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指すとしています。

2. 生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年3月閣議決定）

- 豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現するために、生物多様性基本法が平成20年に施行されました。この法律に基づいて、国は生物多様性国家戦略を策定しています。
- 平成24年に策定された「生物多様性国家戦略2012-2020」の後継として、生物多様性国家戦略2023-2030が、令和5年3月に閣議決定されました。
- 国家戦略では、生物多様性条約の世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応し、2050年ビジョンを「自然と共生する社会」としています。また、2030年に向けた目標「ネイチャーポジティブの実現」を目指し、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略としています。



出典：環境省

図8 生物多様性国家戦略2023-2030の概要

国の動向

3. 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行（令和6年2月施行）

- 気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、都市において緑地の質・量両面での確保等を推し進めるための「**都市緑地法等の一部を改正する法律案**」が令和6年2月に、閣議決定されました。
- 世界と比較して日本の都市の緑地の充実度は低く、また減少傾向にあります。さらに、**気候変動対応、生物多様性確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決**に向けて、緑地が持つ機能に対する期待が高まっています。そのために、**ESG投資など、環境分野への民間投資の機運が拡大しています**。
- 都市において緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保に取り組む必要があるものの、**地方公共団体では財政的制約や緑地の整備・管理に係るノウハウ不足が課題**であり、民間においても緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であるため、取組が限定的になっているといった課題があります。
- 本法律案では新たに都市における緑地の質・量両面での確保等を国主導で強力に進め、**良好な都市環境を実現するため地方公共団体や民間事業者の取組みを後押しする仕組みを構築しています**。

緑地の機能の維持増進を図るために行う**再生・整備（皆伐・択伐等）**を「**機能維持増進事業**」として位置付けられたことから、柏市に点在する9ヵ所の「特別保全地区」における皆伐・択伐等の緑地の再生・整備を**都市計画税を充当して実施することが可能となりました**。

法案の概要

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保

① 国の基本方針・計画の策定【都市緑地法】

- ・国土交通大臣が都市における緑地の保全等に関する**基本方針**を策定。
- ・都道府県が都市における緑地の保全等に関する**広域計画**（仮称）を策定。



広域の緑地配置（イメージ）

② 都市計画における緑地の位置付けの向上【都市計画法】

- ・都市計画を定める際の基準に「**自然的環境の整備又は保全の重要性**」を位置付け。

2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

① 緑地の機能維持増進について位置付け【都市緑地法】

- ・緑地の機能の維持増進を図るために行う**再生・整備**を「**機能維持増進事業**」（仮称）として位置付け。
- ・特別緑地保全地区※で行う**機能維持増進事業**について、その**実施に係る手続を簡素化**できる特例を創設。＜予算＞（実施に当たり都市計画税の充当が可能）
※緑地の保全のため、建築行為等が規制される地区



緑地の機能維持増進のイメージ（神戸市）

H24 緑地の大木木化に伴い、災害の恐れ

H25 樹木の択伐（機能増進）

R3 安全に再生された緑地

② 緑地の買入れを代行する国指定法人制度の創設【都市緑地法・古都保存法・都開資金法】

- ・都道府県等の**要請に基づき特別緑地保全地区等内の緑地の買入れや機能維持増進事業を行う都市緑化支援機構**（仮称）の**指定制度**を創設。
- ・機構が行う業務について**都市開発資金の貸付け**により支援。＜予算＞



3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

① 民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度の創設【都市緑地法・都開資金法】

- ・緑地確保の取組を行う民間事業者等が講ずべき措置に関する**指針**を国が**策定**。
- ・**民間事業者等による緑地確保の取組を国土交通大臣が認定**する制度を創設。
上記認定の審査に当たっての調査を代行する機関の登録制度を創設。
- ・上記認定を受けた取組について**都市開発資金の貸付け**により支援。＜予算＞



民間事業者による緑地創出の例（千代田区）

② 都市の脱炭素化に資する都市開発事業に係る認定制度の創設【都市再生特別措置法】

- ・緑地の創出や再生可能エネルギーの導入、エネルギーの効率的な利用等を行う**都市の脱炭素化に資する都市開発事業**を認定する制度を創設。
- ・上記認定を受けた事業について**民間都市開発推進機構が金融支援**。＜予算＞

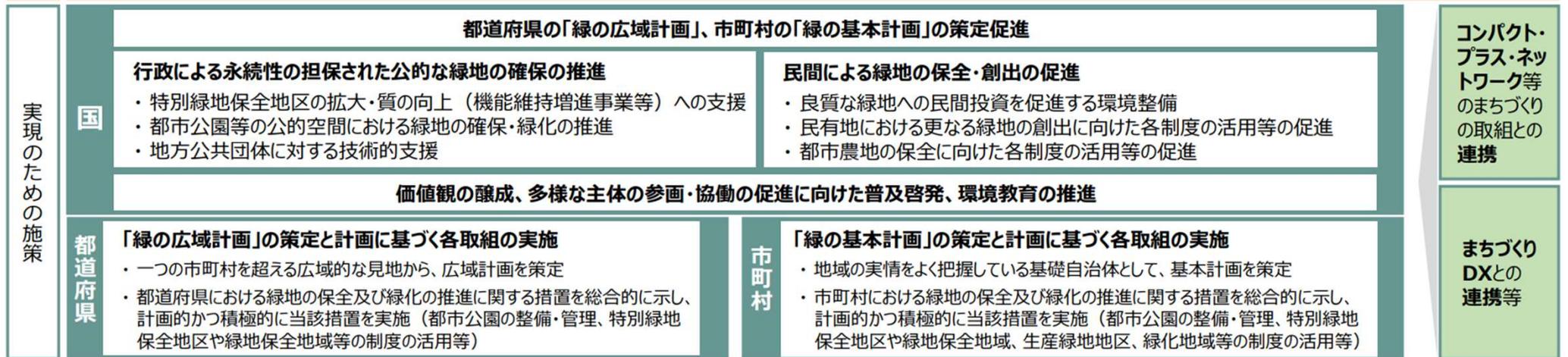
出典：国土交通省

図9 改定された法案の概要

国の動向

4. 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行（令和6年12月公表）

- 「緑の基本方針」は、都市緑地法の規定に基づき、都市における緑地の保全等の取組を国家的な観点からより一層推進するため、国土交通大臣が、**緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針等**を定めるものです。
- 「環境への負荷が小さい**カーボンニュートラル都市**」、「人と自然が共生する**ネイチャーポジティブ**を実現した都市」、「**Well-being**が実感できる水と緑豊かな都市」の実現を3つを個別目標としています。
- 今後、本基本方針に基づき、都道府県の「緑の広域計画」、市町村の「**緑の基本計画**」の**策定や内容の一層の充実を促す**とともに、多様な主体と連携しながら、都市における緑地の保全等に向けて総合的に取り組むこととしています。



出典：国土交通省

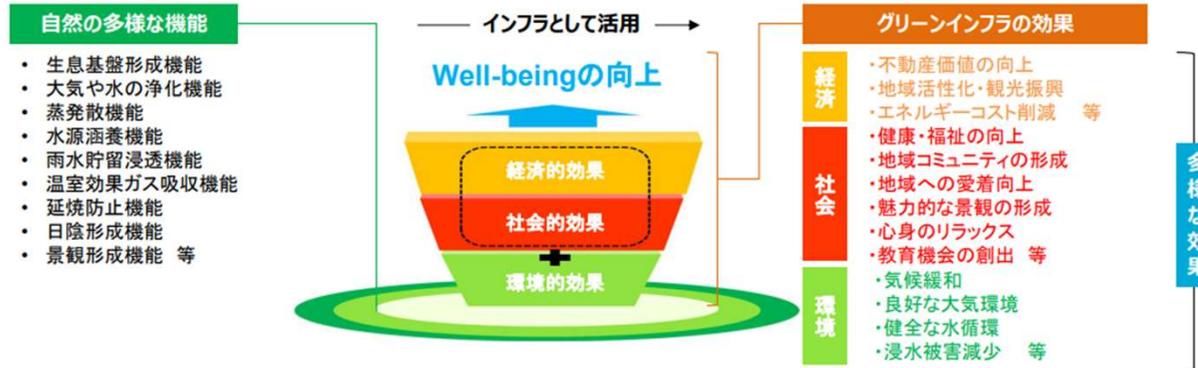
図10 「緑の基本方針」で定める施策の概要

国の動向

5. グリーンインフラ推進戦略2023（令和5年9月施行）

- 成熟社会を迎えた我が国では、経済成長一辺倒ではなく、自然豊かで良好な環境で健康に暮らすことができる社会を求める価値観のパラダイムシフトが起きており、グリーンインフラの取組を通じて、**人が自然とよりよく関わることのできる緑と水の豊かな生活空間を形成すること**が必要となってきています。
- 平成27年度に閣議決定された国土形成計画では、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取組を推進することが初めて盛り込まれました。
- 災害リスクが避けられず、土地利用条件の厳しい我が国では、要素技術、空間配置、相互関係のいずれから見ても、**人工構造物とグリーンインフラを切り離すことはできず、双方特性の理解の下、組み合わせることで使っていくことが重要**となっています。

- グリーンインフラは、自然の多様な機能をインフラとして活用することで発揮される環境的効果、社会的効果、経済的効果を発言する。また、その相乗効果によりWell-beingの向上も期待される。
- グリーンインフラは「多様な効果」「地域性」「ネットワーク」「成長力・再生力」を有することが主な特徴である。



出典：国土交通省

図11 グリーンインフラの効果



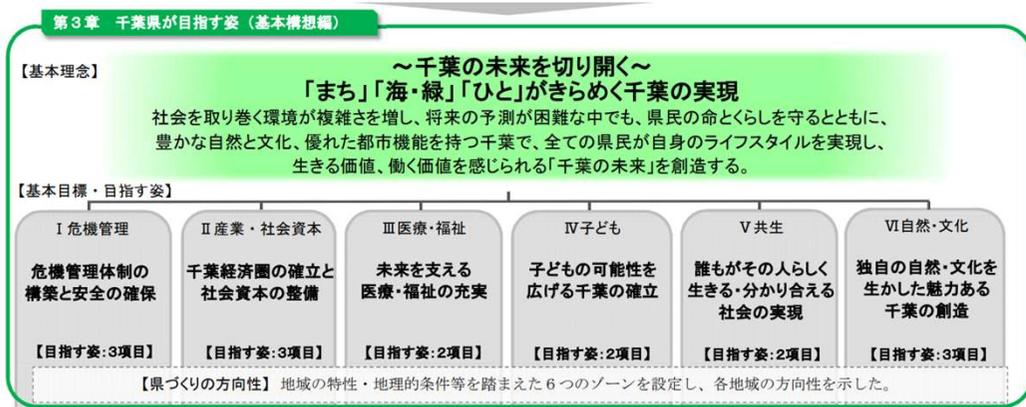
出典：国土交通省

図12 欧州における事例

千葉県への動向

1. 「千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～」基本構想編・実施計画編の推進（令和4年3月改定）

- 千葉県では、令和4年度から「千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～」を策定し、当該計画に基づき各施策を推進している。
- 柏市が位置する東葛・湾岸ゾーンにおいては、都心に近く優れた都市機能を有するとともに、農地や公園などの都市に残された緑地空間や豊かな水辺空間など、潤いと安らぎにも恵まれた住環境等の情報を積極的に発信することにより、**交流人口や関係人口の増加を図るとともに、働く世代、子育て世代等の移住促進や都心、他県への流出を防ぎ、地域への定着を促進していくこととしている。**
- 実施計画編では、基本目標のひとつに「**独自の自然・文化を生かした魅力ある千葉の創造**」が掲げられており、**豊かな自然環境と大気・水環境の保全、野生生物の保護と適正管理**が施策項目となっている。



出典：千葉県

図13 千葉県が目指す姿



出典：千葉県

図14 県づくりの方向性

千葉県の動向

2. 「生物多様性ちば県戦略 生命（いのち）のにぎわいとつながりを子どもたちの未来へ」の推進

- 身近な自然環境から地球全体の将来を見据えたさまざまな取組をより強固なものとし、**ふる里の自然と文化とともに豊かな生物多様性を子どもたちや未来の人々に伝える必要性がある**としています。
- そこで、生物多様性の現状と課題をふまえ、今後さらに深刻さを増すと考えられる地球温暖化と一体的にとらえ、**生物多様性の保全・再生とその持続的利用について総合的、実践的対策を検討し策定した戦略**です。

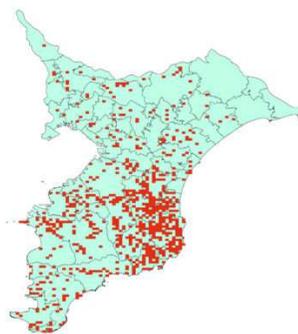
3. 生物多様性センターの設置

- 千葉県では生物多様性ちば県戦略の推進を目的に、**様々な主体との連携により生物多様性に関する情報の収集や提供、調査研究、普及啓発などを行う生物多様性センター**を設置しています。



出典：生物多様性センター

図15 生物多様性センターHP



出典：生物多様性センター



図16 アライグマ（特定外来種）の生息分布状況

県内各地の生物多様性の状況、現在の土地利用や今後の開発計画、保護指定などの状況と関連し、今後どのような施策を行っていくかを判断するための情報を提供することを目的とた、**生物多様性GISデータを公開しています。**

柏市の動向

1. 第六次総合計画（基本構想・前期基本計画）の策定（令和7年3月施行）

- 柏市では、令和7年度を開始年度とする柏市第六次総合計画を策定しました。この計画では、柏市が目指す将来の姿として「柏に関わる一人ひとりが想いを実現できるまち～多様な価値や人々がつながり、新たな価値の創造に挑戦～」を掲げ、その実現のために、3つの基本的な目標である「もっと、創造的なまちへ」「もっと、居心地のよいまちへ」「もっと、地域の個性が輝くまちへ」の達成を目指しています。

MASTER PLAN	
<p> 施策 自然との共生</p> <p>目指す状態 豊かで魅力ある自然環境を未来にわたり守り、都市と自然が調和するまちをつくります。</p>	
<p>1 施策の現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本市は、利根川や利根運河、手賀沼といった豊かな水辺空間を有するとともに、北総台地に位置する地形上の特徴から「谷津」が存在し、斜面林や湧水、谷津田を一体とした「里山」には、多くの生き物が生息する貴重な自然環境が残っています。しかしながら、都市化の進展や里山整備等の担い手不足から、こうした自然環境は減少傾向にあります。 ●都市と自然が調和するまちを目指すためには、積極的に自然を取り入れたまちづくりや現状の緑地の保全や維持管理が必要です。 	<p>施策の方向性 水と緑の保全・活用を推進する</p> <p>豊かで魅力ある自然環境を後世に残すため、市民やNPO、関係機関と協働し、水と緑の保全活動を推進します。また、本市を特徴付ける重要な自然環境に対して、重点的な自然環境の保全、維持管理を図ります。</p> <p>手賀沼や利根川などの水辺の保全に関しては、国・県・流域自治体等の連携を深めるとともに、豊かな水辺空間を生かし、市民の憩いの場、エコツーリズムの拠点としての活用を図ります。</p>
<p>2 施策の現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ●私たちは水や空気、食料や薬の原料をはじめ、様々な生物多様性の恵みを受け取っています。しかしながら、開発行為の進展や地球温暖化による気候変動、外来種の持ち込みなどにより生物の多様性は失われつつあります。 ●緑地や生き物の保全は、生物多様性の保全へとつながり、気候変動の抑止へとつながります。環境に配慮した生活を送ることが、日々の暮らしを守り、未来の暮らしを豊かにすることを、広く市民へ啓発していくことが求められています。 	<p>施策の方向性 生物多様性の保全を図る</p> <p>生物多様性を守り、育てるため、自然環境の保全・再生に取り組むとともに、本市の生態系の調査を実施します。また、本来の生態系を保全するため、特定外来生物等については必要な防除対策を進めます。</p> <p>生物多様性の必要性や保全の取組について、市民や事業者等の啓発を行い、保全・再生の活動を活発にするとともに、市民・市民団体、大学、企業等の多様な主体との連携により取組を推進します。</p>
<p>3 施策の現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ●手賀沼はかつて全国で最も水質汚濁の進んだ湖沼であり、近年、水質は大幅に改善したものの、環境基準の達成には至っていない状況です。 ●本市には大気汚染の発生源となる大規模な工場等は少ないものの、主要幹線道路が市内を通過しているため、自動車の排出ガスの影響が懸念されます。 ●河川・地下水の水質浄化、大気・水質・土壌等の汚染防止など、環境リスクを低減させていくことが求められています。 	<p>施策の方向性 大気・水質などの環境対策を推進する</p> <p>手賀沼の水質を改善するため、関係自治体やNPOと連携し、さらなる水質浄化対策に取り組みます。また、大気・水質・土壌等の環境監視や事業者等への指導により、環境リスクの低減を推進します。</p>
<p>●主な関連部門計画 ●柏市環境基本計画(第三期) ●柏市生きもの多様性プラン(令和4年4月改定)</p>	

出典：柏市

図17 総合政策における施策（自然との共生）

- 施策体系の柱のひとつ「自然との共生」においては、緑地の保全や維持管理、生物多様性の保全へとつながり、気候変動の抑止へとつながる緑地や生き物の保全、大気・水質・土壌等の汚染防止など、環境リスクを低減が課題とされています。
- 施策の方向性として、以下の3つを掲げています。

1. 水と緑の保全・活用を推進する
2. 生物多様性の保全を図る
3. 大気・水質などの環境対策を推進する

緑の基本計画は、緑地の保全及び緑化の推進に関する計画であり、総合計画の「緑施策」を下支えする計画のため、これら施策の方向性に資する取組みを展開していきます。

柏市の動向

2. 「柏市 都市計画マスタープラン」の推進（令和6年3月改定）

- 柏市都市計画マスタープランは、**新型コロナウイルス感染症を契機とした新たな生活様式の広がり**や、**人口減少社会における都市間競争の激化**といった社会情勢の変化に対応したまちづくりをより推進するため、令和6年3月に改定しました。
- 本市の特徴づける緑の骨格は、都市づくりの3つ目標いずれにも関連しており、特に「**目標3 誰もが安心して快適に過ごせるまち**」において「**自然環境の保全**」が掲げられています。

(2) オープンスペース

【都市づくりの目標に対応した方向性】

【目標1：利便性や住環境が確保された持続可能なまち】への対応

・今後、郊外において適正に管理されていない低未利用地・農地の増加が懸念されることから、郊外の住宅地におけるマッチング制度の活用や「都市と緑・農の共生」の実現に向けた、都市の特性に応じた都市農地の活用など、オープンスペースが持つ多様な機能を活かした土地活用についての検討を進めます。

【目標2：多くの人が行き交う活力あふれるまち】への対応

・市内にある農地や緑地等の自然環境を活用し、農業体験などのレジャー活動を楽しめる環境を整えていくことにより、交流人口の増加や農業の活性化を図ります。
・中心市街地などの拠点においては、オープンスペースの創出・活用により、魅力ある空間形成を進めます。

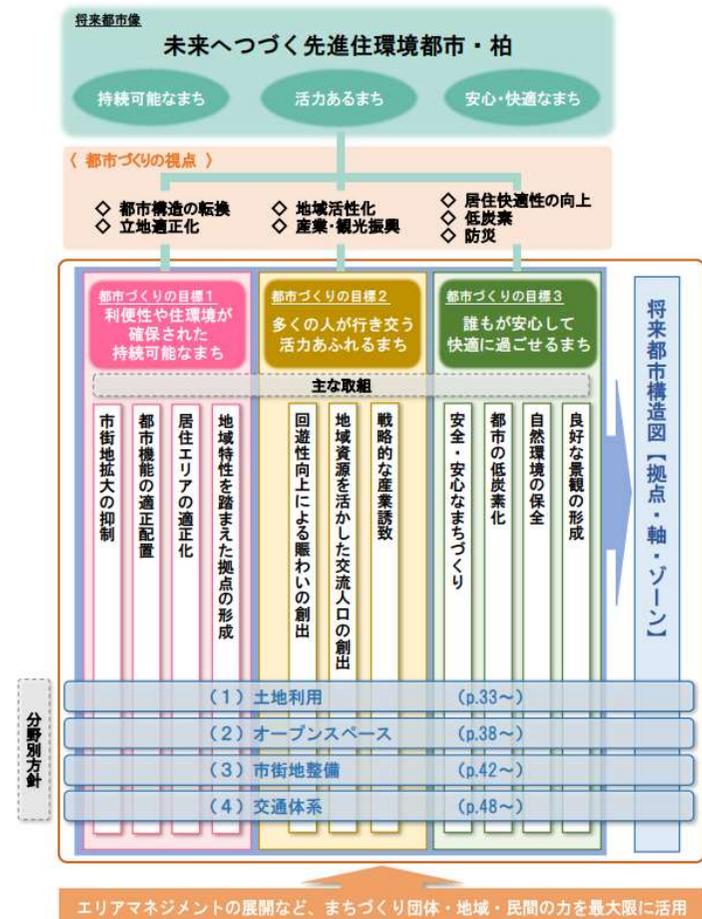
【目標3：誰もが安心して快適に過ごせるまち】への対応

・災害時において延焼を防止する空間等や避難場所となる緑のオープンスペースを創出します。
・斜面緑地等の保全による自然との共生や、多くの人が行き来する場所における“魅せる”ための緑の配置の工夫により、良好な景観まちづくりを推進します。
・郊外の豊かな緑を守り生物の多様性を確保するとともに、身近な緑を増やしてヒートアイランド現象を緩和することにより、都市の魅力や暮らしの快適性の向上を図ります。

出典：柏市

図18 分野別方針とその目標（オープンスペース）

- 本市を特徴づける骨格となる緑や、人々の営みによって古くから育まれてきた里山、歴史的な景観を伝える緑などを**次代へと継承するために守っていくこと**としています。
- また、それぞれの**オープンスペースの特性**や求められる**機能・役割**を踏まえ、**特徴ある整備・活用を進めていくこと**としています。



出典：柏市

図19 体系図

柏市の動向

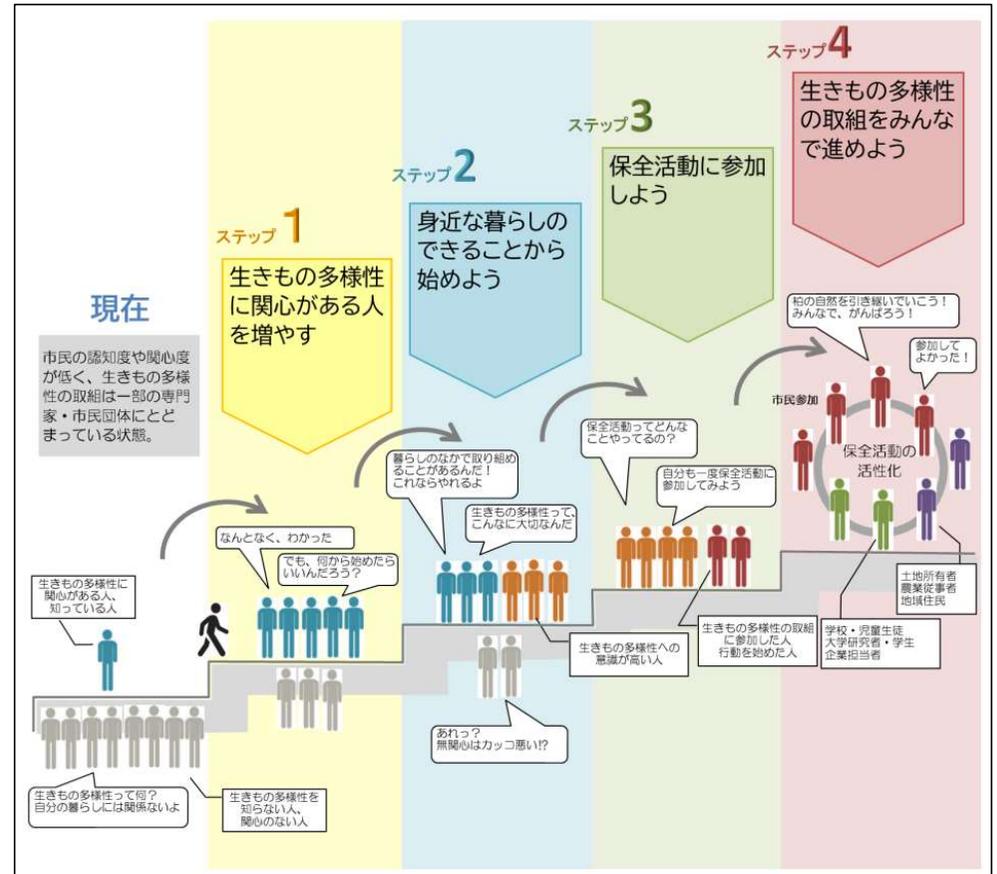
3. 「柏市生きもの多様性プラン」の推進（令和4年4月改訂）

- 本市では、生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性地域戦略」として、平成23年3月に「**柏市生きもの多様性プラン**」を策定し、各種施策に取り組んできました。
- プランの期間は、生物多様性国家戦略の中長期目標と整合させ、2050年までとしています。中期の期間（2020年）が経過したため、プラン策定後の社会環境の変化や進捗状況等を踏まえ、令和4年4月に改訂を行いました。
- 本プランは、人間の活動により失いかけている生きもの多様性の保全や持続可能な利用に至る目標を明らかにし、**将来像「身のまわりの生きもの多様性を知り、育み、伝えるまち柏**」を掲げ、本市の生きもの多様性の保全や回復、再生を目指して**市民等、事業者、行政の各主体が一体となって協働して取り組みを行う**ものです。

表1 基本方針に基づく代表的な指標

代表的な指標	現況値	目標	目指す状態
種の生息状況	生息地数 ・10箇所以上：34種 ・5～9箇所：52種 ・1～4箇所：131種	維持	手賀沼や利根川だけでなく、身近な樹林地や水辺なども市民に大切に守られ、豊かな自然とふれあうことができる場の中に多様な生きものが生息している。
環境配慮行動の普及状況	環境配慮行動未実施者数25,103人(R2年度)	減少	環境学習や自然体験及び保全活動等を恒常的に行う市民が増え、生きもの多様性に配慮したライフスタイルが定着している。

出典：柏市



出典：柏市

図20 市民の意識や行動のステップアップ

柏市の動向

※本計画は、改定中のため暫定の内容となっており、今後変更となる可能性があります。

4. 柏市都市農業振興計画（令和8年3月策定予定）

- 本市では、平成27年度から「柏市都市農業活性化計画」、令和3年度から「柏市都市農業振興計画」をもとに農業振興を進めてきました。
- 「柏市都市農業振興計画」の計画期間が終期を迎えることから、新たに令和8年度からの5年間の計画期間とする「**柏市都市農業振興計画**」の策定を進めています※。
- 本計画では、市の農業の現状や取り巻く環境の変化を踏まえて課題を整理し、目指す将来像（**多様な農業がつづく柏～持続可能な都市農業の実現～**）に向けて取り組む施策や事業を示すこととしています。
- 本市の農業が目指す将来像の達成に向け、現状と課題から各施策を展開させる際のキーワードを **[農地]**・**[人]**・**[所得]**として設定しています。
- 施策の体系では、「**柏市農業の生産性維持・向上**」、「**市民理解と都市農業の多面的機能の発揮**」の2つの柱を施策の体系とし、取組の成果を把握するための指標を各施策に設定しています。

柱1：生産性維持向上

施策	指標名	現状 (R6)	目標値 (R8～R12)
1-1	農用地区域面積	1,694.41ha	1,694.41ha
	農地の貸借に関する権利を設定している面積	492ha	600ha
	生産性向上に寄与する機械・施設の導入件数（累計）	—	15件
1-2	認定農業者数	186人	206人
	新規就農者数（累計）	—	15人増
1-3	耕作放棄地が解消された面積（累計）	—	25ha 解消
	地域での農地維持管理活動地区数	1地区	3地区
1-4	6次産業化に取り組んだ農業者数（累計）	—	10件
	新たな品目、ブランド化に取り組む出荷組合等を設立した件数	—	3件

柱2：市民理解と都市農業の多面的機能の発揮

施策	指標名	現状 (R6)	目標値 (R8～R12)
2-1	三大野菜・三大フルーツの認知度	31.8%	50%
	柏市農産物を購入する市民の割合	59.1%	60%
2-2	直売所利用など農業と何らかの関わりがある市民の割合	53.1%	70%
2-3	市街地に農地があることについて肯定的に捉える市民の割合	51.3%	55%
2-4	ちばエコ農産物の認定件数	34件	45件

図21 取組の成果を把握するための指標一覧

柏市の動向

※本計画は、改定中のため暫定の内容となっており、今後変更となる可能性があります。

5. 柏市環境基本計画（令和8年4月策定予定）

- 本市では、2016年3月に「柏市環境基本計画（第三期）」を策定し、環境施策を推進してきました。計画期間が2025年度をもって終了することから、**本市を取り巻く社会情勢等に対応し、環境に関する施策を総合的・計画的に推進していくための指針**として、2026年4月に**新たな柏市環境基本計画**を策定しました。



図22 施策体系

- 本計画においては、「柏に関わる一人ひとりが環境を保全するための行動を起こし、共創すること」「環境が保全されたうえで社会経済活動の発展が図られること」に重点を置き、「**多様な人々が共創し、環境にくらしと経済が調和した未来を育むまち・柏**」を目指す環境像とします。
- 基本方針は、「誰もがあこがれる住みたいまち＝**リーディングコアシティ**」に向けた歩みを環境の側面から進めることとしています。その柱として、「**脱炭素社会の実現**」，「環境保全を通じた**ウェルビーイングの向上**」を掲げています。これらの実現によってリーディングコアシティへの歩みを進め、目指す環境像を達成することとしています。
- 「**再生可能エネルギーの普及・利用促進**」、「**生物多様性の保全**」、「**3R+Rのさらなる推進**」、「**安全な水質環境の保全**」、「**環境を学び・育む機会の推進**」の**4施策を重点施策**とし、施策ごとに、現状から計画目標年度までの進捗を管理するための**指標を設定**しています。